

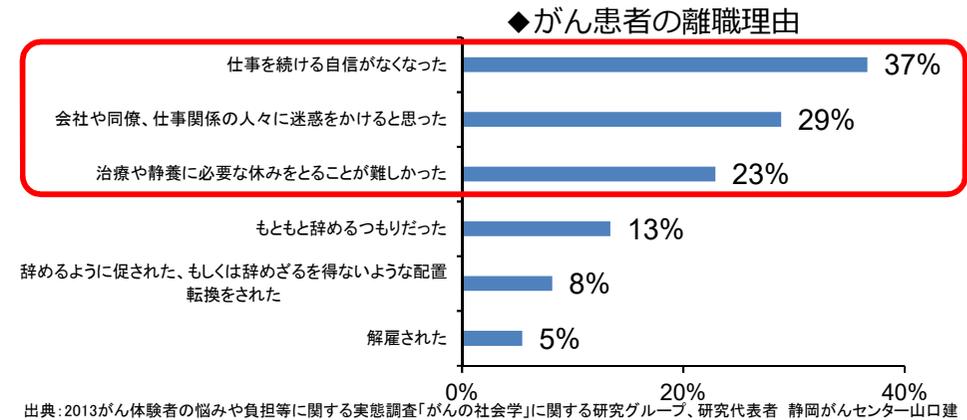
治療と仕事の両立支援

現状

日本の労働人口の**約3人に1人**が
何らかの疾病を抱えながら働いている



治療を続けながら働くための
制度や社内の理解が不十分



治療と仕事が両立可能な環境が必要 ⇒ 現実には困難な状況に直面している方々も多い

働き方改革実行計画

1 会社の意識改革と受入れ体制の整備

2 トライアングル型支援などの推進

◆主治医、会社・産業医、両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制の構築

➡ **治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指す**

雇用対策法の改正による治療と仕事の両立支援の位置付け

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（改正雇用対策法）において、**働き方改革に係る基本的な考え方を明らかにし、国として改革を総合的かつ継続的に推進するための基本方針を定めるもの**であり、病気の治療と仕事の両立支援についても、**労働者の多様な事情に応じた雇用の安定と職業生活等の目的を達成するために国が総合的に講じるべき施策の一つ**として、明確に位置付けられた。

参照条文

◎雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

第一章 総則（第一条—第九条）

第一条～第三条（略）

（国の施策）

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一～八（略）

九 疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。

十～十四（略）

2・3（略）

第二章 基本方針

（基本方針）

第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下、この条及び次条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにすることの意義に関する事項

二 第四条第一項各号に掲げる事項について講ずる施策に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにすることに関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

7 国は、労働に関する施策をめぐる経済社会情勢の変化を勘案し、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（関係機関への要請）

第十条の二（略）